E海域 次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域。 一　長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線 二　長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線 三　長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線	浮　縄 底　縄	令和七年五月一日から十一月五日まで及び令和八年四月六日から四月三十日まで 令和七年五月一日から十一月五日まで及び令和八年四月六日から四月三十日まで

（表中の緯度・経度は日本測地系）

9　小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10　漁獲成績報告書

2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11　取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年五月一日から令和八年五月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日　日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田中　栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示

1　指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和七年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日　瀬戸内海広域漁業調整委員会　会長　今井　一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「遊漁者」　水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア　漁業者が漁業を営む場合

イ　漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ　試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2)　「瀬戸内海」　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

(3)　「くろまぐろ（小型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4)　「くろまぐろ（大型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

(5)　「遊漁船」　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

2　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1)　遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2)　瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(3)　遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4　報告

(1)　遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

ア　採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ　採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

ウ　尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

エ　採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

オ　採捕した海域

カ　遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

キ　遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(2)　(1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

5　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

6　その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。